

**X 事項登録・確認業務の追加について<3>
(マニフェスト通関申告等の新規業務の追加取り止め)**

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 事項登録業務（本船・ふ中扱い、輸出入マニフェスト通関）の新設の方針

第2回合同WGにおいて提案した、プログラム変更要望に対する対応の一つとして、申請業務のうち事項登録業務の存在しない手続きについて、事項登録業務・確認業務の追加を検討する。

（基本仕様書 IV-5 新規業務および機能拡充 1.プログラム変更要望に基づく新規業務（2））

現状、事項登録業務が存在しない申請業務のうち、事項登録業務・確認業務の追加を検討することとしている手続きは、以下のとおり。

- ▶ 本船・ふ中扱い承認申請（HFC）
- ▶ 輸入マニフェスト通関申告（MIC）
- ▶ 輸出マニフェスト通関申告（MEC）
- ▶ 海上保税運送申告（OLC）※1
- ▶ 輸出自動車情報登録（MOA）※2
- ▶ とん税等納付申告（TPC）※3

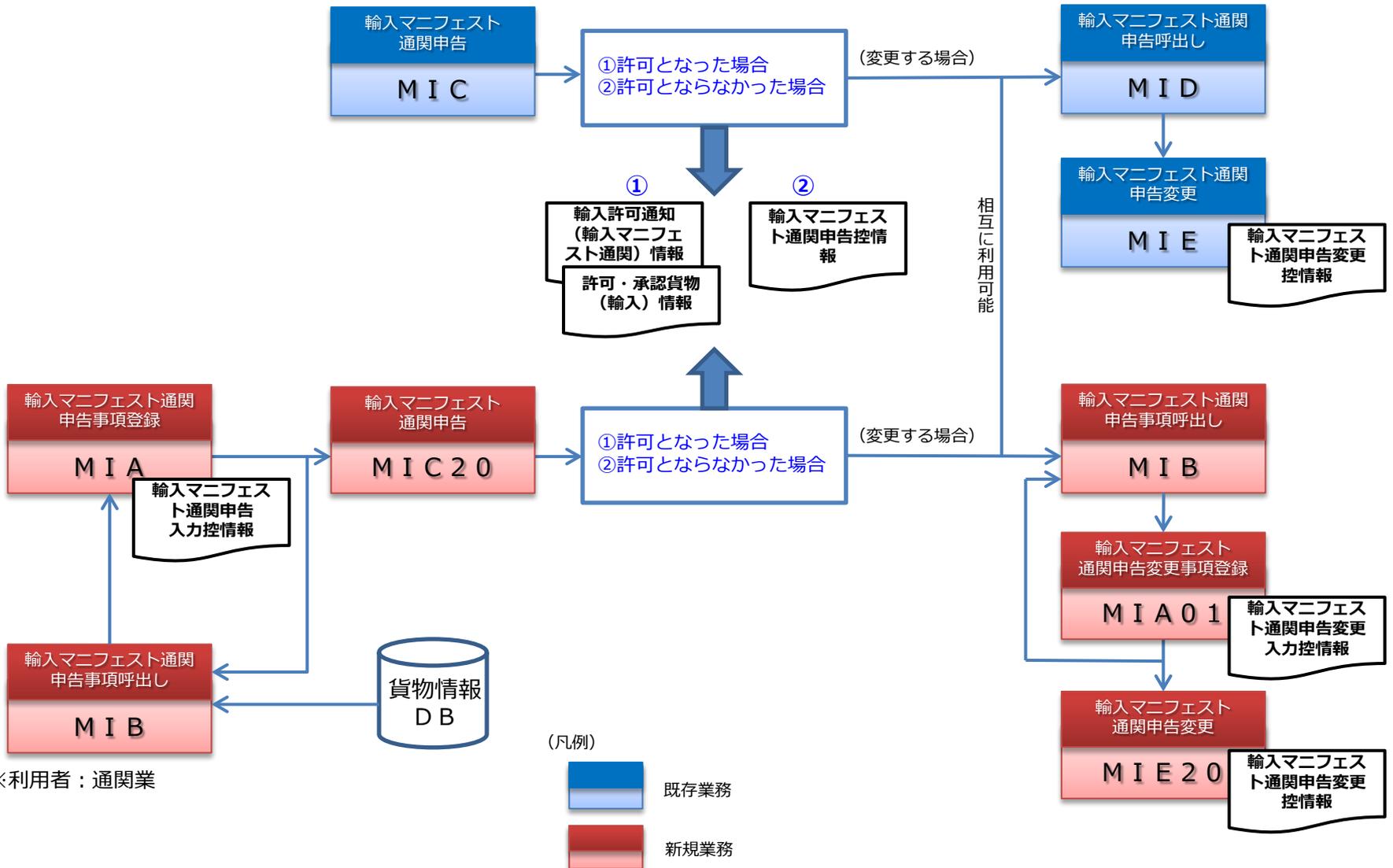
（参考）本WGにおける検討にあたっての補足事項

- ※1 海上保税運送申告（OLC）については、第8回WGにおいて提示しております。
- ※2 輸出自動車情報登録（MOA）については、事項登録業務・確認業務を追加するメリットが認められないことから、対応しないこととします。
- ※3 とん税等納付申告（TPC）については、サブWG（入出港）で検討します。

2. 輸入マニフェスト通関申告業務フロー

次期の申告フロー（案）

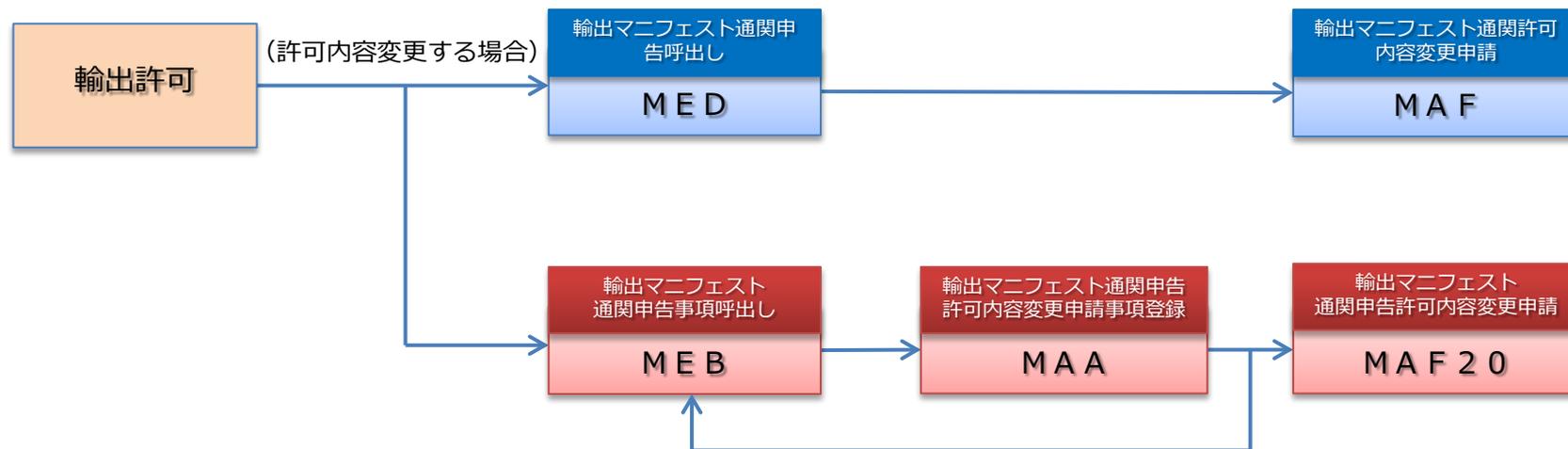
次期においては**現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し**、申告内容を事前に確認できるようにする。



4. 輸出マニフェスト通関許可内容変更申請業務フロー

次期の申請フロー（案）

次期においては**現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申請内容を事前に確認できるようにする。



(凡例)



※利用者：通関業、航空会社、混載業

📌 ヒアリング結果

- 現行NACCSにおいてマニフェスト通関申告を行っている利用者においては、既に自社システムで対応しているため、事項登録業務を追加しても利用する見込みはない。
- 現行NACCSにおいてマニフェスト通関申告を行っていない利用者においては、事項登録業務を追加しても当該業務を利用するかは不明である。

📌 次期NACCSの方針

ヒアリングの結果、第6次NACCSにおいて輸出入マニフェスト通関申告業務に事項登録業務及び呼出し業務を新規に追加しても利用される見込みがないことから、「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務、「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務及び「輸出マニフェスト通関許可内容変更申請（MAF）」業務に事項登録業務及び呼出し業務を新規に追加することは取り止めることとしたい。

なお、以下の業務については事項登録業務及び呼出し業務を新規に作成することとする。

- 「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務
- 「海上保税運送申告（OLC）」業務